

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 仙台市若林福祉事務所長

審査請求人が平成24年 月 日付けで提起した生活保護法による保護の廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市若林福祉事務所長が平成24年10月24日付けH24若保護第0005号で審査請求人に対してした保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市若林福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成24年10月24日付けH24若保護第0005号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

以下の理由により、本件処分は違法かつ不当なものであるから本件処分の取消しを求める。

- (1) 保護廃止決定理由書に記載された決定の理由の記載の程度が、行政処分に求められる理由の提示として不十分である。
- (2) 被災者生活再建支援金及び災害義援金（以下「義援金等」という。）の収入認定について、自立更生計画策定の機会が請求人に全く与えられていない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類、処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成 年 月 日に処分庁に対し生活保護を申請し、同日付けで保護開始となったこと。
- (2) 保護開始後、請求人は、 で単身で生活していたが、この家は請求人と の共有名義であったこと。

- (3) 請求人は、平成23年3月11日の東日本大震災により被災し、**■**及び**■**とともに応急仮設住宅（民間賃貸住宅）に入居したこと。
- (4) **■**
- (5) **■**
- (6) **■**は、請求人を世帯主とし、単数世帯ではない世帯（以下「複数世帯」という。）として、被災者生活再建支援金を申請したこと。また、**■**は、請求人を世帯主とし、**■**に対する災害義援金を申請したこと。
- (7) 平成**■**年**■**月**■**日、処分庁は、**■**から、「平成**■**年**■**月頃に義援金等が請求人名義の口座に入金された」との報告を口頭で受け、さらに**■**から**■**との要望があったが、処分庁は**■**に対し、義援金等は請求人の収入として取り扱う旨説明したこと。さらに、処分庁は**■**に対し、「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平成23年5月2日付け社援保発0502第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）について説明を行い、収入申告書及び自立更生計画書の提出を求めたが提出はなかったこと。
- (8) 平成24年3月6日、処分庁は、**■**に対し、収入申告書及び自立更生計画書の提出を求めたが提出はなかったこと。
- (9) 平成**■**年**■**月**■**日、処分庁は**■**に対し義援金等の用途について確認したところ、すべて消費済みで、**■**などであり、請求人のために使ったのはごく一部であるとの回答があったこと。処分庁は**■**に対し課長通知について説明を行い、収入申告書及び自立更生計画書の提出を求めたが拒まれたこと。
- (10) 処分庁が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第29条の規定による預貯金調査において、平成**■**年**■**月**■**日付けで**■**の回答を受理し、請求人の口座に平成**■**年**■**月**■**日に災害義援金**■**、**■**年**■**月**■**日に被災者生活再建支援金**■**、**■**年**■**月**■**日に災害義援金**■**の入金が確認されたこと。また、**■**年**■**月**■**日現在の残高は**■**であったこと。
- (11) 平成**■**年**■**月**■**日、処分庁は、**■**に対し、収入申告書及び自立更生計画書の提出を求めたが拒否され、また、本件義援金等が用途不明となれば保護廃止となる旨説明したこと。
- (12) 平成**■**年**■**月**■**日、処分庁は義援金等のうち自立更生に充てられた費用はないと判断し、義援金等から「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3-(2)に定める額を控除した後の全額を収入として認定した上で、同年9月1日付けで請求人の保護を廃止することと決定し、同年10月24日付けで廃止決定通知書を作成し**■**に送付したこと。
- (13) 請求人は、本件処分を不服として、平成**■**年**■**月**■**日付けで本件審査請求を行ったこと。




2 判断


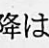


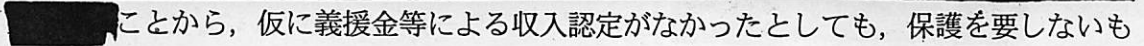




- (1) 請求人が本件処分に係る保護廃止決定通知書に記載された理由の程度が、行政処分に求められる理由の提示として不十分であると主張している点について検討する。
- イ 本件処分は、法第26条の規定に基づき、処分庁が、請求人が保護を必要としなくなっ



たものと判断し行ったものであると認められる。法第29条の2によると、法19条から第29条までの規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条及び第14条の規定が適用されることとなる。

- ロ 不利益処分に係る理由の提示について、行政手続法第14条第1項本文は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定し、同条第3項は「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。

同条第1項本文の趣旨は、処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにありと解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この同項本文の趣旨に照らし、いかなる事実関係に基づきいかなる基準を適用して不利益処分がなされたかを、申請者においてその記載自体から了知しうる程度のものでなければならないと解される。

- ハ これを本件保護廃止決定通知書について見ると、廃止決定理由には、  と記載されているのみである。この記載自体から、 がどの収入を指すのか等の事実関係を了知することはできない。したがって、いかなる基準が適用されたのかも明らかではなく、よって、本件処分は、行政手続法第14条第1項が定める理由を欠く違法なものと言わざるを得ない。

- ニ なお、処分庁は、弁明書において、①請求人は平成  年  月以降は収入充当額が多いことから  していた状況であり、保護廃止決定処分後に   ことから、仮に義援金等による収入認定がなかったとしても、保護を要しないものと判断される、②（ア）上記①の理由により、審査請求人に対する保護の継続は審査請求人の利益にならず、処分の性質からして理由の表記は十分なものである。（イ） に対して、平成  年  月  日に本件処分について説明を実施しており、本件処分に係る保護廃止決定通知書の表記でも請求人が本件処分の理由を十分に了知し得る内容であると主張する。

そこで検討するに、①及び②（ア）は、本件処分の際に提示した理由   とは異なる理由を新たに追加して主張する趣旨と思われる。しかし、行政手続法第14条第1項本文の上記趣旨からすれば、処分の際に理由の提示に関する瑕疵があった場合、後に理由を付記することにより、その瑕疵が治癒されることはないと解される。したがって、新たな理由を追加する処分庁の主張は失当と言わざるを得ない。

また、②（イ）については、行政手続法第14条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定しているのであり、書面でなされた不利益処分については、口頭で説明した理由を同条第1項が定める理由に含めることはできないと解される。そして、本件処分は、本件保護廃止決定通知書という書面でされたのであるから、（請求人に説明せず弟にのみ説明したことの当否はさておくとし、）本件処分について説明を実施したことで本件保護廃止決定通知書の記載でも本件処分の理由を了知しうるとする処分庁の主張は採用できない。

- (2) 次に、義援金等の収入認定について、自立更生計画策定の機会が請求人に全く与えられていないという点について検討する。

イ 被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、



東日本大震災により被災した世帯に対し、生活の再建を支援するため支給されるものである。また、災害義援金は被災者の生活支援を目的として集められた寄付金であり、宮城県災害義援金配分委員会の決定に基づき被災世帯に配分されている。

ロ 義援金等の収入認定の取扱いについては、課長通知において、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定することとされ、自立更生計画の策定に当たっては、被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意するとともに、あらかじめ自立更生のために充てられる費目例を提示、説明するなど被災者の事務負担の軽減に努めることとされている。

ハ 処分庁は、請求人について、平成 〇〇 年 〇 月に 〇〇〇〇 (8,000円控除後)、〇〇 年 〇 月に 〇〇〇〇 (8,000円控除後) の 〇〇〇 (義援金等) があったとして要否判定している。たしかに、平成 〇〇 年 〇 月 〇 日に災害義援金 〇〇〇〇, 〇〇 年 〇 月 〇 日に被災者生活再建支援金 〇〇〇〇, 〇〇 年 〇 月 〇 日に災害義援金 〇〇〇〇 が請求人の口座に入金されている。しかし、これら義援金等は、〇 月 〇 日までに多数回にわたり出金され、〇 日時点の当該口座の残額は、〇〇〇〇 である。

〇〇〇〇, 上記出金のうち、たとえば 〇 月 〇 日に 〇〇〇〇 から出金されるなどしているうえ、〇 は、平成 〇〇 年 〇 月 〇 日の時点で、

〇〇〇〇 と担当ケースワーカーに述べている。これら事情からすれば、請求人口座に義援金等の入金があったからといって、これを請求人の収入として認定できるか疑問がある。また、義援金等は、〇 が請求人の名義で申請したものであるが、特に被災者生活再建支援金は、〇 が世帯主である請求人の名義で複数世帯として申請したものであるから、これを全額請求人の収入として認定できるか疑問がある。

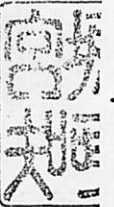
弁明書等によれば、本件処分は、義援金等を収入として認定したうえでなされたものであるが、処分庁が、収入認定の際に上記のような事情、疑問を検討、調査したとは認められないから、本件処分は妥当なものとはいえない。

なお、自立更生計画は、義援金等の収入について策定するものであるから、上記事情等を検討、調査した結果、請求人の収入として認定できるものがないと認められる場合は、自立更生計画を策定する機会を与えられなかったというよりも、自立更生計画を策定する前提を欠いていたというべきである。

二 処分庁は、請求人の事務管理を行っている 〇 に対し義援金等の取扱いについて懇切丁寧に説明しており、〇 が自立更生計画を策定する機会は十分にあったとし、また、〇 が請求人の意思を知った上で自立更生計画を策定することに特段の支障はないと主張している。

しかし、上記ハのとおり、請求人は、そもそも自立更生計画を策定する前提を欠いていたおそれが高いうえ、自立更生計画を策定する前提である認定すべき収入があったとしても、〇 に自立更生計画について説明したことや、〇 に自立更生計画を策定する機会があったことをもって、請求人に自立更生計画を策定する機会が十分にあったことにはならない。

もし 〇 が請求人の代理人であれば、〇 が自立更生計画を策定する機会を放棄した場合、それを本人である請求人の行為とみなすこともありうる。しかし、処分庁自身が、〇 を請



求人代理人でなく事務管理者としていたところ、事務管理者が法律行為をした場合、その行為の効果は当然に本人に帰属するわけではないし、事務管理者の行為が本人の利益に適合しない場合は、そもそも事務管理は成立しないと解される。■は、義援金等のほとんどを自らのために消費したと述べたうえで、自立更生計画の策定を拒否している。このような■の行為は、本人である請求人の利益に適合しているとはいえないし、本人の意思に基づくものとも考えられない。

したがって、本件処分は、請求人に自立更生計画の策定の機会が与えられないまま行われたといえ、不当なものであると言わざるを得ない。

第3 結論

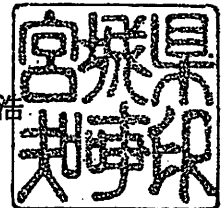
以上のとおり、本件処分は違法かつ不当な処分であり、請求人の主張には理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、処分庁は、請求人の収入として取り扱うべき義援金等の有無及び額並びに自立更生に充てる額について十分に検討、調査を行い、再度要否判定を行った上で、保護の廃止の要否その他今後の保護のあり方について判断すべきである。

平成25年4月17日



宮城県知事 村井嘉浩



この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成25年4月17日

宮城県知事 村井嘉浩